

# 東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第20号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。  
「宇宙」をイメージしております。



谷保天満宮にて

## 目 次

|  |                          |      |
|--|--------------------------|------|
| 所 信 .....                              | 新年のご挨拶 .....             | 2P   |
| 税務特集                                   | 1.定率減税半減!さらに全廃へ !! ..... | 3P   |
|  | 2.新会社法で何が変わるので ? .....   | 4~5P |
| 第7回 東京さくら会計事務所ゴルフ大会観戦記 .....           | 6P                       |      |
| お客様紹介コーナー                              |                          |      |
| 株式会社雄建築事務所 パブスナック燐樹 株式会社ワキタ・ワールド ..... | 7P                       |      |
| 事務所だよりコーナー・編集後記 .....                  | 8P                       |      |

# 所 信



## 新 年 の 御 挨 拶

所長 横尾 和儀

新年明けましておめでとうございます。

関与先の皆様方におかれましては、御健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。又、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

最近は、本当に何が起きるのか予測もできない時代で、信じているものが信じられなくなり、当然であることが当然でなくなり、空恐ろしさを感じます。企業にも法を遵守するという倫理感が薄れ、衣食住どれにおいても、確かなものを求めていくのが困難な嫌な時代です。しかしそうした中、景気は少しずつ上向いている感覚を持てるようになり、関与先の皆様の企業が益々発展して頂く事を願って止みません。当事務所はその為にスタッフ一同自己研鑽に努め、更なるサービス向上に邁進していきます。

様々なセミナーを受講する機会があるのですが、これから企業経営の参考になるのではと思われる2つの話をさせて頂きたいと思います。

最初はニュースキャスター黒岩祐治氏が講師でテーマは「どうする日本」。これからの企業はマグネット企業でなくてはならないということでした。マグネットとは引きつける力、客を、社員を、流れを引きつける磁力が出ているという事です。その企業が何を期待されているのかをしっかりと把握し、らしくなる事が大切。自分の企業の立場になってではなく、客の身になり、客の視線になり、客が何を求めているのか、何に感動しているのか見極め、物事を考えることです。そうすると客のニーズがわかります。客は求めているものが手に入ると感動します。感動すれば人に伝えたくなる。当たり前の事を堂々とやることによってマグネット企業になれるという内容でした。

もう1つは、感動プロデューサーと自称する元俳優の平野秀典氏が講師で、テーマが「感動を生み

出す表現力の魔法」でした。よく私たちは顧客満足度をあげる事に努力したり、経営目標に掲げたりしますが、顧客を満足させる事は難しく、満足してもその後ライバル企業に心変わりてしまったり、満足させなければさせるほど足元を見られたりする事が多いものです。満足の提供では客は動かない、感動して動くと氏は言っています。

客への物なりサービスの提供の事実が、客の期待と一致すれば満足する事になり、それ以下だと不満を感じ、更に下がるとクレームになってしまいます。しかし期待よりたった1%上回るだけで客は感動し、客の記憶に残る仕事になります。大感動させようとすると無理があり、一貫性を保てない事になります。小さな感動、1%のアイデアで客の心を捉えられます。この1%を数年続けられればブランドになるそうです。感動のアンテナを立て感動の受信に磨きをかける事によって感動を発信できるようになり、感動を提供できるようになるというので、それからは感動メモを常備するようにしています。感動は普通の事を組み合わせ、素敵なものを作る事。期待していない所、思いがけなさに感動します。「珍しき花は面白き花 夏の花は観手に咲く」と世阿弥の「花伝書」を紹介していました。そんな当たり前の事と思いましたが、笑顔で相手の名前を呼び挨拶する、それだけで人は感動すると言っていました。

印象的だった2つのセミナーを紹介させて頂きましたが、これから企業の指針となる相通じるものがある気がしました。客に感動を与え、引きつける力を持ったマグネット企業を目指していきたいものです。

この新しい年が、皆様にとりまして、益々の御繁栄と御健勝の年でありますように、心からお祈り申し上げまして、新年の御挨拶といたします。

# 税務特集

## 定率減税半減!さらに全廃へ!?

定率減税は1999年小渕内閣時代に「恒久的減税」として景気対策のために導入された制度です。

具体的には、所得税を税額の20%相当額（控除限度額：25万円）、住民税については個人住民税所得割額の15%相当額（控除限度額：4万円）を一律に減額するというのですが、既に2005年度税制改正において半減されることが決まっています。

所得税については平成18年1月以降、住民税については同6月以降の徴収分から半減による増税の影響が表れることとなります。

さらに定率減税については、政府税制調査会による2006年度税制改正答申において「定率減税の2007年全廃」と明記されているため答申通りに平成19年1月より全廃されることとなれば、相当の税負担を我々納税者が強いられることとなります。

ただ定率減税全廃は個人消費へ少なからず影響を与えるものであるため、制度全廃の時期等については、景気への影響を考慮し弾力的な対応がとられるのではないかと思われます。

又、政府税調の答申を受け検討に入った自民党税制調査会では、「国から地方への税源移譲」に伴い国の所得税を減らし、地方の個人住民税を増やすため、所得税・住民税の税率を大幅に見直す方向で議論をしているようです。

具体的には、所得税率は現行4段階であるものを

6段階とし、住民税率については現行3段階であるものを一本化し、両税を合わせた税負担が極力変動する事がないよう調整されていく模様です。

又、政府税制調査会は定率減税全廃等の他にも、まもなく期限切れとなる特別減税制度の廃止も提

|      | 現行           | 改正後  |
|------|--------------|------|
| 住民税率 | 5・10・13%     | 一本化  |
| 所得税率 | 10・20・30・37% | 6段階へ |

言しています。対象となるのは、IT投資促進税制・研究開発税制の上乗せ分・土地取引活性化のために導入された登録免許税と不動産取得税の軽減措置である。このように政府税調の答申は増税色の濃い内容となっており本格的増税時代を予感させるものとなっています。ただ、前回の答申において「消費税率の引き上げが今後の税体系構築の基本」とされ税率アップへの強い意欲を示していた消費税については、今回の答申の中では直接言及されておらず、2006年6月以降にまとめる中期答申に議論を先送りする形となりました。

以上の点から、2006年度税制改正は期間限定で設けた減税措置を集中的に整理縮小し、年明け以後に消費税率の論議を行おうとする税制改革の試金石となるのではないかと思われます。

### 定率減税廃止に伴う所得税・住民税納税額と社会保障負担の合計額の変化

(単位は万円)

| 世帯構成   | 年収   | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 負担増加額 |
|--|------|-------|-------|-------|-------|
| 4人家族  | 300  | 38.4  | 39.1  | 39.6  | 1.2   |
|  | 500  | 78.3  | 80.8  | 83.1  | 4.8   |
|  | 1000 | 210.7 | 220.4 | 229.8 | 19.1  |
|  | 1500 | 373.9 | 389.5 | 405.0 | 31.1  |
| 単身世帯  | 300  | 52.5  | 54.6  | 56.7  | 4.2   |
|  | 500  | 96.3  | 100.7 | 105.0 | 8.7   |
|  | 1000 | 244.1 | 256.5 | 268.7 | 24.6  |
|  | 1500 | 430.0 | 445.6 | 461.1 | 31.1  |

(ニッセイ基礎研究所調べ) <読売新聞 平成17年11月26日付け掲載記事より>



# 税務特集

## 新会社法で何が変わらるのか？

平成17年6月29日、新会社法が成立し、今春には施行されます。

この会社法と呼ばれるものは、これまで存在しませんでした。これまで会社に関する法律は「商法」「有限会社法」「商法特例法」と3つに分かれています、これを合わせて一般的に会社法と呼んでいました。今回の改正で、この3つの法律を1つにして「会社法」1本になりました。

商法は、近年の急激に変化する社会情勢に合わせて、ここ数年で矢継ぎ早に改正を行なって変貌を遂げてきました。金庫株の解禁、額面株式廃止、委員会等設置会社制度の導入、株券不発行制度などの部分的改正がありましたが、新会社法はそれらを整理して組み込まれたものになっています。

新会社法が施行されると、今までと何が変わるのか、現行の有限会社であれば、うちの会社はどうなるのだろう、と不安に思われている社長さんもおられることと思いますので、これらの不安に答えるために中小企業に関連した事項を中心にまとめてみたいと思います。

### 【1】会社設立に関する主な改正点

#### (1) 最低資本制度の撤廃

株式会社1000万円、有限会社300万円以上の規制が撤廃され、1円の資本金で会社がつくれるようになります（有限会社法の廃止に伴い新法施行後は有限会社は設立できません。）。中小企業挑戦支援法に基づき設立された確認会社については、会社設立から5年経過する日までに最低資本金まで増資する必要がありました、それも免除される事になりました（ただし、定款の変更が必要です。）。

#### (2) 保管証明が不要

会社を設立する際に金融機関から払込金の保管証明が設立登記の添付書類になっていましたが、保管証明が残高証明でよくなります。手続きが簡素化され、設立まで払込金が使えないという不都合も無くなります。

#### (3) 取締役・監査役

株式会社は取締役3人以上、監査役1人以上という制限が無くなります。ですので、取締役1人という株式会社も出来ます。非公開会社であれば、取締役を株主に限ること、取締役会を設置しないこと、任期を最長10年以内とすることが出来るようになります。

#### (4) 類似商号規制の廃止

現在は、ある商号が登記されている場合、同市町村内で同一の営業内容では同一の商号を登記できませんでしたが、同一本店・同一商号でなければ登記できるようになります。

### 【2】現行の株式会社について

#### (1) 取締役・監査役

新会社法の施行後の役員変更時において、定款の変更が必要ですが、取締役の人数、監査役の設置、取締役・監査役の任期を10年以内に変更することが出来ます。

#### (2) 決算公告

会社法では株式会社に決算公告の義務が課されています。現行商法でも義務はありました、実際は一部の株式会社だけが行なっていました。新会社法が施行されたからといって厳密に行なわれるかは定かではありませんが、今よりも厳しくなると思われます。

### 【3】現行の有限会社について

#### (1) 有限会社はどう変わらるのか？

会社法が施行されても、有限会社は「特例有限会社」として存続出来ます。ですので、現行の有限会社は特例有限会社として存続するか株式会社に移行するかを選択しなければなりません。いったん株式会社に移行してしまうと、有限会社には戻れませんので十分な検討が必要です。

特例有限会社として存続するためには「有限会社」という商号を用いる事が条件となっています。

特例有限会社は原則として株式会社として会社法上の規定の適用を受けることになりますが、有限会社法特有の規定は会社法特則規定として適用が受けられます。

有限会社から特例有限会社に移行したことによる登記手続きは必要ありません。

### (2) 有限会社から株式会社に移行する場合は?

最低資本金制度が撤廃されたことにより、有限会社から株式会社に移行する場合には、登記手続きが必要になります。定款変更の手続きだけで簡単に移行することが出来ますが、登記費用については現行の申請登記（定款変更登記、株式会社の設立登記、有限会社の解散登記）とほぼ同額になると思われます。

税務上の手続きとしては、異動届出書の提出が必要になります。

有限会社から株式会社に移行した場合であっても、会社の同一性という観点から、会社の設立、解散はなかったものとして取り扱われますので、事業年度は継続します。ですので、消費税の基準期間も継続することになります。

### (3) 特例有限会社のメリットは何ですか?

#### ① 決算公告の義務がありません。

会社法の施行後は、株式会社=資本1000万円以上でなくなりますので、会社の透明性が求められますが、特例有限会社の場合、資本金=300

万円以上が明らかですので公告の義務がないものと思われます。

#### ② 取締役・監査役の任期に期限がありません。

会社法では株式会社は最長10年（株式譲渡制限会社に限る）で役員変更の登記が必要になりますが、特例有限会社であれば役員の任期はないので登記する手間が省けます。

#### ③ 歴史がある会社にみえる

会社法施行後は有限会社はつくれないことを考えると、数年後、有限会社のまま存続していれば、歴史がある会社というプラスイメージになるかもしれません。今は「株式会社は大きい」のイメージが強いですが、今後そのイメージも変わるかもしれません。

## 【4】会計参与とは?

新会社法で新たに導入されることになった会計参与は、公認会計士または税理士が株式会社の内部機関として取締役と同等の立場と責任で、共同で決算書を作成したり、株主や債権者に決算書の内容を説明・開示する責任を負う制度です。今まででは、公認会計士は外部の立場から決算書を監査すること、税理士は税務申告の書類の作成や手続きを行なうことが主な業務でした。ですので、会計参与が設置されている株式会社の決算書は、信頼性が高いという評価が期待できます。

## 改正消費税法ワンポイントアドバイス

＜平成17年分より新たに課税事業者となられる個人事業者の方が注意すべき主なポイント＞

#### ☆事業者免税点の引き下げ

……納税義務が免除される基準期間における課税売上高が3000万円から1000万円に引き下げられました。

#### ☆簡易課税制度適用上限の引き下げ

……この制度を適用する事が可能な基準期間における課税売上高の上限が2億円から5000万円に引き下げられました。

以上の改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されているため、個人事業者については平成17年分（平成18年3月申告時）から適用される事となっております。



## 第7回 東京さくら会計事務所 ゴルフ大会観戦記

### 死ぬ気で目標を定めなさい

(テイク・デッド・エイム) ハーヴィー・ペニック

11月12日(土) 名門の立川国際カントリー倶楽部(奥多摩コース)に於いてゴルフ大会を開催いたしました。今回で7回目になり参加人数は66名の参加をいただきました。ゴルフ大会当日は朝からあいにくの雨模様、7回目でついに雨天でのプレーになるのかなと心配していたのですが、プレー開始時間には雨もあがり太陽が顔をだしてくれました。

毎年皆様には、お忙しい中ご参加いただき誠にありがとうございます。

さて、結果の方は下記のとおりです。

優 勝 渡辺 恭秀 様  
ベスグロ 卷幡 和彦 様

次回予告 第8回東京さくら会計事務所ゴルフ大会の日程が決まりました。平成18年11月18日(土)となります。同時にゴルフコースの紹介を募集しております。このゴルフ場でぜひやりたい、というような意見でもかまいません。事務所スタッフに声をおかけください。

予定が決まった後は、目標を掲げるのみですね、来年こそは事務所スタッフの平均グロスを120、いや100を切るようにイメージトレーニング…だけでなく練習を重ねていきたいと思います。

次回 平成18年11月18日 (土)



優 勝 渡辺 恭秀 様



ベスグロ 卷幡 和彦 様

# お客様紹介コーナー

## 株式会社 雄建築事務所

昭和36年より市内で建築設計をしています。今期は会社創設45年目になります。これを機会に「東京さくら会計」さんにお世話になることになりました。

主に官公庁の建物及び民間の多様な施設の設計監理業務をしています。

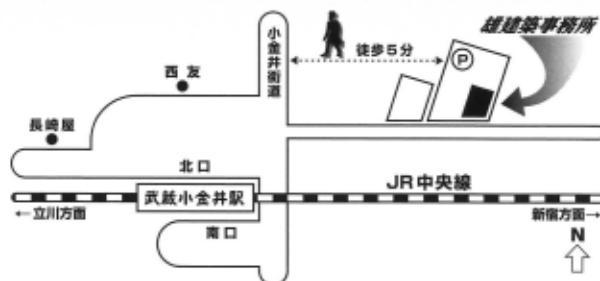
建築全般のことであれば、小さな事でもお気軽にご相談ください。

住 所 小金井市緑町5-5-4

電 話 042-388-8111

定 休 日 土・日・祝日

営業時間 9:00~18:00



## パブスナック 燐樹

平成16年6月にオープンしたスナックです。

日本人とフィリピン人の女の子達で営業している楽しいお店です。若干35才の新人ママですので、お客様に助けられながら毎日お祭騒ぎをしております。

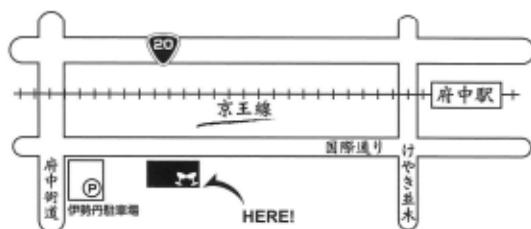
毎月、第3土曜日は、ミッキー水越氏とアンディ中村氏によるオールディーズを中心に生演奏も行っております。是非、遊びにお立ち寄り下さいませ。

住 所 府中市宮西町1-17-3 ウエストビルA1-3

電 話 042-336-7999

定 休 日 日曜日

営業時間 19:00~2:00



## 株式会社 ワキタ・ワールド（旅行代理店）

弊社は、海外・国内旅行の企画及び航空券・JR・バス・ホテル・旅館等の手配を行っています。



経験豊富なスタッフが皆様の欲しい旅行をアレンジいたします。防衛庁をはじめとした官公庁や大学等の研究機関の出張、民間の社員旅行

とあらゆる面で対応しています。個人や小グループの観光旅行も手配いたします。

また、弊社では旅の同好会“ワキタ・ワールドクラブ”会員募集中です。どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。

住 所 〒184-0004 小金井市本町6-9-18-401

T E L 042-380-8677

F A X 042-380-8678

定 休 日 日曜・祭日

営業時間 9:00~19:00

e-mail fwakita@wakitaworld.co.jp

このコーナーに掲載したい方は担当へご連絡下さい。

# 事務所だよりコーナー

気持ちの良い秋色に包まれながら、軽井沢へ事務所恒例の研修旅行。

右上の写真は、世界3大奇勝のひとつ鬼押出し園での集合写真です。鬼押出し園は、天明3年(1783年)の浅間山の噴火によって生まれた溶岩の芸術です。火口で鬼が暴れ岩を押し出したという当時の印象がこの名前の由来となっています。噴火の激しさを今に伝える岩海と豊かな大自然が織りなす風景は圧巻でした。



鬼押出し園より遙か彼方に望む本白根山。手前に見えるのは、宿泊した施設にある観覧車です。

ゴルフ大会を1ヵ月後に控えパルコール嬬恋ゴルフコースで猛練習している4人の戦士達。球筋が見えないのは雨のせい！決して方向が悪いせいではありません。

(右の写真はいずれも10月14日と15日の2日間にわたった事務所研修旅行の風景です。)

## 編集後記

2006年度税制改正大綱が発表され、与党税制協議会は「危機的な財政状況の中、歳出・歳入一体改革への取り組みは不可欠」と強調し、景気回復を理由に過去に導入した税制措置を整理、消費税については「07年度をめどに消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組んでいく」とし、税率上げを含めた議論に入る姿勢を示しました。

また、たばこ税の引き上げ、酒税の見直し(第3のビールは増税へ)と大衆増税が見込まれる厳しい内容になりましたが、スタッフ一同、前向きに迅速に対応し、信頼される総合事務所として、社会の活性化に貢献したいと思っております。今年もよろしくお願い致します。



## 税理士法人

### 東京さくら会計事務所

〒184-0003 東京都小金井市緑町5-5-4

TEL 042-385-6630

FAX 042-385-6604

編集発行人 税理士 横尾和儀

印 刷 株式会社 税 経